

# 国民健康保険からのお知らせ

## ◆他の健康保険に加入するときは届け出を◆

遠方で会社勤めをしている息子の仕送りで生活しています。現在は国保に加入していますが、息子の健康保険に切りかえることはできますか？



はい。職場の健康保険の加入者からの仕送りなどで生活費の大部分を頼っている場合は、被扶養者として認められ、その健康保険に加入することができます（所得制限あり）。また、この場合は国保を脱退することになるので、各市区町村の担当窓口へ届け出をする必要があります。

なお、他の健康保険に加入する手続きは会社のほうになります。

## 届け出

上の例のように、加入や脱退など届け出が必要なときは、必ず14日以内に各市町村の担当窓口で手続きを行ってください。（届け出が必要なときについては、巻末の表参照）。

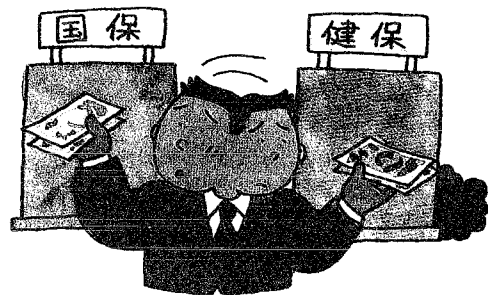
### ●加入の届け出が遅れると…

- ・国保への加入資格が発生した時点でさかのぼって保険税を支払ってもらう場合があります。
- ・保険証がない期間の医療費は全額自己負担になる場合があります。



### ●脱退の届け出が遅れると…

- ・資格がなくなったあとで国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保で負担した医療費を返してもらうことになります。
- ・新たに加わった職場の健康保険などと国保の両方に保険料（税）を二重で納めてしまうことがあります。



分からない事などありましたらお気軽にご相談ください。  
住民課国民健康保険係（2番の窓口）☎38-3111（内線139）

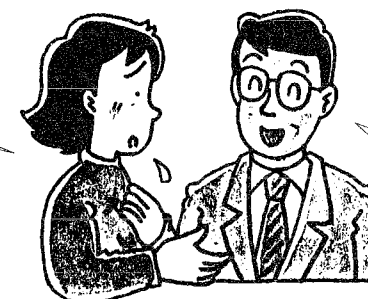
# 平成12年4月から 介護保険制度が始まります

「要介護(支援)認定」申請受け付けを9月27日より開始しました

## 申請にあたって

- ◎要介護認定を受けようとする被保険者は、まず市町村に申請をしなければなりません。（申請書は、役場にありますが、窓口もしくは事前に連絡をください）
- ◎被保険者は、この申請について都道府県知事による指定を受けた居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）、又は介護保険施設に申請を代行してもらう事も可能です。
- ◎現在、在宅サービスを利用されている方でも、平成12年4月から引き続きサービスを受けるには申請が必要になります。忘れずに申請をしてください。

解らない事などが  
あった時の  
問い合わせ先は？



お問い合わせ先  
担当：保健福祉課 福祉係  
電話：(38)3111内線133

## しんせい 申請からサービスをうけるまで

